

時 期	復旧・復興段階
区 分	産業・雇用
分 野	雇用・就業
検 証 項 目	離職者の再就職支援

根拠法令・事務区分	雇用保険法(法定受託事務) 激甚災害法、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
執 行 主 体	国、県、市町
財 源	国庫補助事業、復興基金事業あり
概 要	<p>阪神・淡路大震災を受けた地域における多数の失業者の発生に対処するため、当該地域において計画実施される公共事業にできるだけ多数の被災失業者を雇い入れ、その生活の安定を図ることを目的として「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」が平成7年3月1日に制定された。また、労働省(当時)は、被災地域を復興するために必要となる労働力の十分な確保を図るため、全国の公共職業安定所のネットワークを通じて災害復興対策に関連した求人就業を希望する者を把握するなど広域的な労働力需給調整を実施した。さらに、被災離職者の再就職を支援するため、被災離職者に対する職業訓練の受講コースを充実するとともに、公共職業開発施設等で行われる訓練の受講料を無料とする措置を講じた。</p> <p>兵庫県は、阪神・淡路大震災復興基金を活用し、震災により家屋が被災した者を4月以降新たに雇い入れ、常用労働者として6カ月以上継続して雇用した事業主に奨励金を支給する「被災者雇用奨励金制度」を実施するとともに、(財)兵庫県勤労福祉協会において、中高年齢被災者を対象に、生きがい就業の機会を提供することを通じて、就業意欲を持ってもらうことを目的とする「被災地しごと開発事業」を実施した。(復興基金事業)</p> <p>日銀神戸支店の実施した管内企業の雇用人員判断によると、平成14年になっても、依然として企業の「雇用過剰」感が高水準にあることが判明した。こうした状況を打開するため、兵庫県においては、平成14年以降3カ年で5万人の雇用創出を目指す「経済・雇用再活性化プログラム」を策定した。また、神戸市においても、平成14年3月、向こう4年間で2万人の雇用創出を目指し、「神戸市雇用対策本部」を設けた。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 《就労支援》</p> <p>阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法(平成7年3月1日法律第20号)[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p198]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災を受けた地域における多数の失業者の発生に対処するため、当該地域において計画実施される公共事業にできるだけ多数の被災失業者を雇い入れ、その生活の安定を図ることを目的として次のことを行った。 <ul style="list-style-type: none"> イ 労働大臣(当時)は、特別地域(激甚災害法における失業給付の特例の対象となる地域のうち、多数の失業者が発生し、又は発生するおそれがある地域として労働大臣が指定する地域)において計画実施される道路、港湾、都市計画、住宅、工場施設等の公共事業について、被災失業者が雇用される割合を設定することができることとし、無技能者である労働者について40%を設定した。 ロ 公共事業の事業主体及び施行主体は、その割合に該当する数の被災失業者(平成7年1月17日以後に失業した者で、特別地域内に居住する失業者及びそれ以外の失業者で特別地域内で行われる事業に従事していたもの)を雇い入れなければならないこととした。 <p>広域的な労働力需給調整の実施[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p188]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働省(当時)は、被災地域を復興するために必要となる労働力の十分な確保を図るために、全

国の公共職業安定所で確保した災害復興対策に関連した求人について、被災により失業した求職者に対して積極的に情報提供に努めるとともに、全国の公共職業安定所のネットワークを通じて災害復興対策に関連した求人就業を希望する者を把握するなど広域的な労働力需給調整を実施した。

特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置の活用[『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会,p503]

- ・高年齢者、障害者等の就職が困難な者を公共職業安定所の紹介により、事業主が継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、雇い入れた労働者の賃金の一部を助成する特定求職者雇用開発助成金について、被災求職者を雇い入れた場合に限り、年齢要件を45歳以上に緩和し、助成率を引き上げ、支給した。
 - ・適用期間は平成7年7月1日から平成8年1月22日(当初)、その後平成9年1月22日まで延長した。
 - ・助成率は、従来からの対象者である被災離職者については1/2(中小企業2/3)、うち重度障害者については2/3(中小企業3/4)、45歳以上55歳未満の被災離職者については1/3(中小企業1/2)
- 求人求職相談・あっせんの実施[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p210-212]
- ・復旧関連事業への再就職の促進を図るため、公共職業安定所において求人・求職の相談、あっせんを実施した。
 - ・被災求職者の利便性を考慮し、仮設住宅・団地等において「一日ハローワーク」を実施した。

《職業訓練等に関する支援》

被災地域内の事業所等については、公共職業能力開発施設で行う在職者訓練を無料とした。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p210]

1月30日、災害指定地域の雇用保険被保険者に加え、自営業や家族従事者であった者等に対する公共職業訓練への受講指示を可能とした。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p210]

1月30日、被災離職者に対する特別訓練を国庫補助対象とした。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p210]

雇用促進事業団(当時)立の職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校等において、被災した受験生に対する出願期間の延長と受験手数料の免除の措置を行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p210]

労働省(当時)は、災害復旧を担う人材の育成・確保に資するため、公共職業能力開発施設において、復旧工事事業所の在職者等を対象とした復旧工事に関する短期間(20時間程度)の職業訓練を実施した。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p184-185]

労働省(当時)は、新規に就労する未熟練労働者に対し、各種建設現場に入場する際に知っておくべき事項について、地区別に特別安全衛生教育を実施した。

公共職業能力開発施設における訓練コースを拡充した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p235]

- ・労働省(当時)は、被災により離職した者や自営業者等の早期再就職を図るため、公共職業能力開発施設では、既存の訓練コースの活用に加え、特別コースの設定、専修学校への委託訓練の実施等、職業訓練を機動的に実施した。

《その他》

労働省(当時)は、兵庫県が設置する職業能力開発校の施設及び設備の災害復旧に要する経費の補助率を2分の1から3分の2に、また、兵庫県の区域内に所在する認定職業訓練校の施設及び設備の災害復旧に要する経費を助成又は援助した場合において、国から県への補助率を2分の1から4分の3に、国の負担率の上限を3分の1から2分の1に引き上げた。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p178]

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

平成7年2月における求人・求職の概況[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p211]

- ・被災地公共職業安定所における新規求職者数は約20,000人、前年の2月(約11,000人)と比較すると、約8割の増加。また、新規求人数は、約15,000人、前年の2月(約7,000人)に比べて2倍以上の伸び。

	<p>○特定求職者雇用開発助成金の支給実績</p> <p>平成7年度 10,599人（うち特例措置分 39人）</p> <p>平成8年度 8,252人（うち特例措置分 453人）</p> <p>1日ハローワークの参加人数実績[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p212-214]</p> <p>平成7年度 7回（参加求職者 2,106人）</p> <p>平成8年度 6回（参加求職者 180人）</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>《就職のあっせん》</p> <p>就職面接会等の実施[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p210-215]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月14日、県内に所在する社宅等を提供できる事業所を中心とした合同就職面接会を開催した。 ・その後、県経営者協会や神戸商工会議所等の協力を得て、神戸市、姫路市、尼崎市において、合同就職面接会を開催した。合同就職面接会は、平成6年度に延べ6回開催した。 ・平成7年度に開催した就職面接会については、復興関係の職種、あるいは事務関係、サービス関係の職種といった求人対象を絞った方法の採用や被災者の利便を考慮した被災地中心部での開催など、各地域において工夫を凝らした効果的な運営に努めた。 ・3月7日、内定取り消し者を対象とした被災学生就職支援面接会を開催した。（大阪府、関西経営者協会の共催） <p>中高齢者を対象とした就職あっせん[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p211]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月1日、兵庫県関係団体において、中高年齢者（45歳～59歳）までを対象に出向の受け入れ及び職員採用、技能労務職の採用の募集を開始した。 <p>再就職支援の呼びかけ[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p213]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月18日、再就職支援総合リーフレットを作成し、施策の効果的なPRに努めた。 ・10月27日から、県内事業主団体に求人確保の要請を行った。 <p>ふれあいハローワーク事業の実施[『阪神・淡路大震災復興誌（第3巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p448-449]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災による仮設住宅の全居住者を対象に、就職、職業訓練、生きがい就労、内職、自営など仕事について被災者個々のニーズに沿った求人開拓や巡回相談を実施した。 <p>雇用開発推進班の活動[『阪神・淡路大震災復興誌（第3巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p448-449]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県は雇用開発推進班を設置し、被災地の神戸、灘、尼崎、西宮などの職業安定所を中心に求人開拓に当たった。 <p>兵庫県は、「Hyogoしごと情報広場」や「地域労働相談・しごと情報広場」による、「しごと」に関する情報提供・相談、雇用対策特別訓練の実施など、就職の促進に向けた取り組みを進めている。</p> <p>《職業訓練の実施》</p> <p>3月2日以降、被災離職者の特別訓練を開催した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p210-212]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成6年度は、大型自動車運転コース等、計5コース、定員100人。 ・平成7年度は、建設機械運転コース等、計5コース、定員150人で開始した。その後、受講者の訓練ニーズ等を踏まえて、新たに被災により離職した障害者を対象とするコースの開設や需要の高い訓練コースの充実を図り、定員を110人拡充し、計15コース・定員260人で実施した。また、既設の訓練コースについては、被災者の優先的な受け入れを行った。 <p>県立職業能力開発施設の平成7年度入校生の選考試験日を変更した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p210]</p> <p>被災地求職者の企業委託による特別訓練（平成9年度～12年度）[『阪神・淡路大震災復興誌（第3巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p452]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度から平成12年度まで、現場での実習を通じて就労の促進、被災中高年齢者の生活復興を図るため、企業委託方式で特別訓練を実施した。全・半壊（焼）の被災者で、45歳以上65歳未満の求職者が対象である。委託訓練は3ヶ月（3ヶ月延長可）とした。 <p>《雇業者への支援》</p> <p>被災者雇用奨励金制度の創設[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p211]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災復興基金を活用し、被災者雇用奨励金制度を創設した。 ・これは、震災により家屋が被災した者を4月以降新たに雇い入れ、常用労働者として6カ月以上継

続いて雇用した事業主に奨励金を支給するものであり、7月17日から受付を開始した。

中高年齢被災者の自立支援

被災地しごと開発事業の実施・中高年齢被災者を対象に、民間企業への就職等により自立するきっかけづくりとして、生きがい就労の機会を提供することを通じて、就業意欲を持ってもらうことを目的に平成9年度から13年度までの5ヵ年事業として、(財)兵庫県勤労福祉協会において「被災地しごと開発事業」を実施した。(復興基金事業)

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

《求人・求職の状況》

震災前からの年度別求人・求職状況は下表のとおりである。[『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p409]

	新規求人(人)	新規求職(人)	有効求人(人)	有効求職(人)
1994年度	16,215	20,098	40,311	87,081
1995年度	18,297	18,174	48,939	98,263
1996年度	19,973	18,339	53,236	85,350
1997年度	18,899	20,712	50,678	94,197
1998年度	16,338	24,759	41,152	111,331
1999年度	17,731	26,468	42,665	116,703
2000年度	21,038	26,419	53,095	116,470
2001年度	20,914	28,234	53,544	123,640

合同就職面接会の参加人数・企業数の概況[『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p210-214]

- ・2月14日開催分 参加人数：求職者1,325人、参加企業：求人企業117社(求人数799人)
- ・平成6年度(6回分)累計 求職者4,570人、求人企業382社(求人数2,336人)
- ・平成8年1月末まで(計14回)の累計 求職者3,915人、求人企業403社(求人数2,057人)

雇用開発推進班の活動実績(～平成10年度)[『阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p451-452]

区分	事業所訪問件数(件)	文書による求人依頼件数(件)	電話による求人依頼件数(件)	開拓求人数(人)	新規求人数に占める割合(人)
1995年度	9,311	21,273	15,726	40,788	18.6
1996年度	10,810	24,801	19,391	56,702	23.7
1997年度	9,680	25,248	24,105	61,165	27.0
1998年度	18,394	33,450	31,690	55,369	28.2

《就職の状況》

新規学卒者の就職状況は下表のとおり。[『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p412]

区分	卒業年度	求職者数(人)	求人数(人)	就職者数(人)
中 学	1994	1,080	2,358	1,080
	1995	873	2,150	873
	1996	743	2,133	743
	1997	758	1,733	758
	1998	632	1,089	632
	1999	469	819	469
	2000	463	762	463
	2001	367	574	367
高 校	1994	11,454	22,975	11,373
	1995	10,419	20,186	10,386
	1996	9,823	20,186	9,806
	1997	9,061	20,672	9,020
	1998	7,892	13,558	7,761
	1999	6,673	9,141	6,465
	2000	6,536	8,457	6,442
	2001	6,088	7,626	5,894

	<p>兵庫県関係団体の中高齢者の採用状況[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p211]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県関連団体は、4月1日付で5人を採用、出向についても4月以降に3人を受け入れた。 ・兵庫県は4月1日付で16人を採用した。 <p>被災地しごと開発事業の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地しごと開発事業の実績は、平成10年度末で登録者数1,867人。就労者数1,320人。 <p>ふれあいハローワーク事業の実績[『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p449]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象は3万人を超え、回答があったのは約4,000人で、このうち2,000人強が職を求めている。さらにその中の900人が求職を強く希望し、うち700人が就職するという結果を得ている。 <p>《職業訓練の実施》</p> <p>被災離職者に対する特別訓練の実績[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p211-212]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成6年度、全5コース、計83人が受講した。 ・平成8年1月末までの累計、全13コース、計202人が受講した。 <p>被災地求職者の企業委託による特別訓練の実施状況[『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p452]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度の実績は、訓練定員150人のところ、受講申込者129人、受入企業36社(64人)、訓練受講者27人であった。 <p>《雇用者への支援》</p> <p>被災者雇用奨励金制度の申請件数の実績[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p214]</p> <p>[『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p452]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年1月末までに3,265件の申請があった。 ・平成12年度終了時点の支給件数は1万13件。
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>いきがい「しごと」づくり事業(復興基金事業)</p> <p>[阪神・淡路大震災復興基金ホームページ(http://web.pref.hyogo.jp/fkikin/)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災高齢者等の新たな生きがいとしての「しごと」の場・機会を提供する事業に取り組んでいるボランティアグループ等に対して事業費の一部を補助する「いきがい『しごと』づくり事業」による支援が、復興基金・市の事業として実施された。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>雇用促進事業団(当時)による職業訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年度、雇用促進事業団(当時)において電気設備工事コース等計19コース、定員385人の特別訓練が実施された。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>雇用促進事業団(当時)による特別訓練の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成10年3月末までの累計 全61コース、計885人が受講した。
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>雇用創出・安定プランの策定(平成11年8月)[『阪神・淡路大震災復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p413]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年、兵庫県、連合兵庫、兵庫県経営者協会は、「兵庫県雇用対策第三者会議」を設け、労・使・行政が共同で即効性、実効性のある雇用施策について検討を進めた。 ・同会議は8月16日、約3万5,000人を対象とした雇用創出・就業支援策を盛り込んだ「雇用創出・安定プラン」を発表した。 ・具体的な対策としては、雇用の創出・確保と新産業の形成・産業の集積の強化、社会資本整

	<p>備による需要創出、職業能力開発と職場体験の推進、雇用の維持・安定のための取り組み、湾ストップサービスによる情報提供・交流支援ときめ細かな相談の5つを柱とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、同会議は、雇用創出・安定プランの策定に併せて、「雇用創出・安定共同宣言」を行った。経済・雇用再活性化プログラムの策定[『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p415] ・平成13年8月、「ひょうご経済・雇用戦略会議」を設置し、提言をまとめる。平成14年にこの提言を政策化し、平成14年以降3カ年で5万人の雇用創出を目指す「経済・雇用再活性化プログラム」を策定した。 <p>いきいき仕事塾の開設 [兵庫県生活復興課ホームページ (http://web.pref.hyogo.jp/seifukko/ikiiki.htm)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地に住むおおむね55歳以上の方々を対象として、「いきいき仕事塾」を開設することにより、生きがいづくりを支援している。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>いきいき仕事塾の開設 講座名(全5コース):「健康づくり実践コース」「野菜・花づくりコース」「手芸・小物づくりコース」「自分再発見コース」「暮らしの知恵コース」 定員 : 1,200人 受講回数 : 週1回、計8回で終了(1日受講生も受け入れる)</p> <p>巡回型いきいき仕事塾の開設 災害復興公営住宅等へ出向いて、いきいき仕事塾を開設する。</p> <p>「いきいき文化祭」の開催 いきいき仕事塾の修了生が、学習成果を発表する場として開催する。</p> <p>「いきいきネットワーク」への支援 いきいき仕事塾修了生のうち希望される方が、ボランティアなどの自主的活動を行うことを支援する。</p> <p>いきいき仕事塾修了生開設講座への助成 いきいき仕事塾修了生が、生きがいづくりなどの講座を開設することに対して助成する。</p> </div> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 16年度末までの17,500人の雇用創出目標に対し、15年度まで12,874人の雇用・就業機会を創出した。また、本事業に就業した者のうち、56.3%が何らかの就業に結びついており、その内15.6%の者が正規社員として雇用されている。緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を本旨とする事業としては、その後の就職促進という観点でも効果が挙げられている。</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 神戸ものづくり職人大学の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市は、平成12年5月、地場産業の後継者育成を目的に「神戸ものづくり職人大学」を創設した。開講したのは、神戸洋服、神戸靴、神戸家具である。 ・神戸市雇用対策本部の設置・2万人の雇用創出[『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p415-416] ・平成14年3月、向こう4年間で2万人の雇用創出を目指し、「神戸市雇用対策本部」を設置した。 ・平成15年度には84事業で4,500人の雇用創出を図った。 ・商工業や集客・観光などの振興では4年間に6,500人を目指している。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 2万人雇用の創出の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度「2万人の雇用創出」の実績は、年間目標である4,500人に対し、5,972人(約132.7%)の雇用創出が達成された。
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
再就職支援では、家屋の全半壊により住居を必要とする失業者が多くいたが、住居を提供できる求人の多く	

は遠方であり、もとの居住地を離れたくないという心理から就職に結びついていない。この点では地方自治体による早期の住宅対策が必要不可欠である。さらに、インナーシティを中心に低年金・無年金の高齢失業者も多かったが、通常求人での対応は困難であり、特別対策の被災地しごと開発事業でも収入が3～5万円という設定でありながら45歳から60歳に年齢制限され、ほとんどの人が就職できていない。こうした層への支援策についてはさらに特別の手立てが必要である。(松村和一郎「雇用保障はいつその充実を」『大震災100の教訓』塩崎賢明・西川榮一・出口俊一・兵庫県震災復興研究センター編)

目標を掲げることで政策の評価を行いやすくし、各年度の結果を検証しフィードバックさせるという従来の行政になかった発送を採り入れた。民間主導の戦略会議で論議を重ねてきたことの成果、と評価されている。計画数値はあくまで目標であり、皮算用に終わる恐れもある。政策評価をだれが、どのように行い、実行あるプログラム推進につなげるかが重要になる。(略)何事も最初が肝心である。初年度から展望をひらく気概が必要だ。職安には今も仕事を求める中高年や若者の姿が足りない。2002年を、兵庫の雇用再浮上の契機としたい。(以上、神戸新聞2001年12月27日付)

明石海峡大橋の開通に伴い、大阪湾や瀬戸内の12航路が同日の運行を最後に廃止され、離職者は約1,500人に上り、再就職問題があとに残った。(『阪神・淡路大震災復興誌(第4巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会)

県勤労福祉協会「被災地しごと」開発事業による仮設住宅の空き家点検は撤去の状況を見ながら縮小。防犯にも役立っていたため、「続けてほしい」という声が上がっている。(1999年3月17日付神戸新聞)

日銀神戸支店は、平成14年3月時点で管内の企業の雇用人員判断をまとめた。製造業145社、非製造業137社を対象にした調査で回答率は96.8%。回答者数社の構成比で「過剰」と答えた企業から「不足」と答えた企業のポイントを差し引いた数値で調査結果が表される。2001年3月から2002年3月まで、3ヶ月ごとに行われた調査結果では、全産業で「過剰」が22ポイントから29ポイントに上昇。特に非製造業では1年間で14ポイントから30ポイントに倍増している。企業規模では、大規模、中堅規模で「過剰」が少し増えているのに比べ、中小企業では22ポイントから31ポイントと大幅に増えているのが目立っている。先行きは製造業、非製造業ともほぼ横ばいで、企業の雇用過剰感は依然として高い水準で推移するとの予想となっている。(『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会)

課題の整理

新規雇用の創出(特に中高齢者を対象とした新規雇用)
就業継続を可能にするための支援

今後の考え方など

- 阪神・淡路大震災の際は、「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法(平成7年3月1日法律第20号)」を制定したが、将来同様の状況が生じたときも適切な措置を講じてまいりたい。(厚生労働省)
- 特定求職者雇用開発助成金については、今後とも災害の状況をそれに伴う雇用への影響を踏まえ、必要に応じ、特例措置を講ずる等適切に対応していく。(厚生労働省)
- 被災者に対する職業訓練の支援については、今後も災害の状況に応じた取り組みを行っていききたい。(厚生労働省)
復興10年総括検証においても災害時ワークシェアリングの検討などについての提言がなされている。(兵庫県)
- 「2万人の雇用創出」に関する事業の着実な実施を進めるとともに、国・県等と連携し、離職者の再就職支援を実施していく。(神戸市)
関係機関との連携を進めていく。(尼崎市)